

令和 8～10 年度
五霞町上下水道事業包括的維持管理業務委託
要求水準書

令和 7 年 1 0 月
五霞町

この要求水準書は、五霞町が実施する令和 8～10 年度五霞町上下水道事業包括的維持管理業務委託（以下「本業務」という。）を受託する事業者を求める業務の水準等を定めたものであり、本業務に係るプロポーザル参加希望者に交付するもので、別冊の以下の書類と一体をなすものである。これらの書類を総称して、以下「実施要領等」という。

- （１）実施要領書
- （２）提案評価基準書
- （３）契約書（案）
- （４）様式集

参加希望者は、実施要領等の内容を十分に理解した上で、必要な書類を作成、提出することとする。

目次

1 業務概要.....	4
1. 1 業務の目的.....	4
1. 2 契約期間.....	4
1. 3 業務の範囲.....	4
1. 4 業務の履行.....	4
2 運営期間を通じて五霞町が事業者委託する業務.....	7
2. 1 水道施設維持管理業務.....	7
2. 2 公共下水道施設維持管理業務.....	8
2. 3 農業集落排水施設維持管理業務.....	10
3 業務要求水準.....	11
3. 1 基本的水準.....	11
3. 2 水道施設維持管理業務の要求水準.....	11
3. 2. 1 運転管理業務の要求水準.....	12
3. 2. 2 保全管理業務の要求水準.....	14
3. 2. 3 その他業務.....	15
3. 3 下水道施設維持管理業務の要求水準.....	16
3. 3. 1 運転管理業務の要求水準.....	16
3. 3. 2 保全管理業務の要求水準.....	18
3. 3. 3 その他業務.....	20
3. 4 農業集落排水施設維持管理業務の要求水準.....	20
3. 4. 1 運転管理業務の要求水準.....	21
3. 4. 2 保全管理業務の要求水準.....	23
3. 4. 3 その他業務.....	24
別紙－1 業務区分表.....	26
別紙－2 用役使用量一覧.....	30
別紙－3 計画修繕実施仕様書.....	31
別紙－4 自家用電気工作物保安業務仕様書.....	35
別紙－5 消防設備点検業務仕様書.....	37
別紙－6 荷役機械検査業務仕様書.....	39

別紙－ 7 川妻浄水場・取水場 電気・計装設備保守点検業務仕様書.....	40
別紙－ 8 補足事項.....	42

1 業務概要

この要求水準書は、五霞町が事業者に対して本質的に求めている事項である。業務の目的、契約期間及び業務の範囲は以下のとおりである。

1. 1 業務の目的

本業務は、五霞町が整備し所管する上下水道施設等に関する各種業務について、事業者の創意工夫を促し効率的な維持管理が実現できるよう、性能規定・複数年契約で、包括的に委託するものであり、五霞町と事業者との共同作業により、上下水道サービスの維持・向上とともに業務の効率化を図ることを目的とする。

1. 2 契約期間

契約期間は、契約締結日から令和 11 年 3 月 31 日までとし、契約書及びその他関係書類（事業者の提案書含む）に従い業務を実施する。

ただし、運営期間は令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 3 年間とする。また、契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日の期間は業務を行うための引継ぎを受ける準備期間とする。ただし、受託者がこの引継ぎを受けるにあたって必要とする費用は、受託者の負担とする。

1. 3 業務の範囲

事業者が行う業務の範囲は、上下水道施設等の運転管理、保全管理業務を中心とした維持管理業務であり、次に示す業務である。各業務の詳細は「運営期間を通じて五霞町が事業者へ委託する業務」に示す。

（1）水道施設維持管理業務

- ・運転管理業務
- ・保全管理業務
- ・その他業務

（2）公共下水道施設維持管理業務

- ・運転管理業務
- ・保全管理業務
- ・その他業務

（3）農業集落排水施設維持管理業務

- ・運転管理業務
- ・保全管理業務
- ・その他業務

1. 4 業務の履行

（1）一般事項

- ・要求水準は、本業務を実施する上で、事業者が満たす最低限の要件であり、五霞町及び事業者の合意によりその効力を得るものである。事業者の創意工夫によ

る業務実施を実現するため、具体的内容・手法等は事業者の提案によるものとする。

- ・事業者は、本業務が社会的使命を持つことを認識した上で、常に善良なる管理者の責任をもって業務を履行しなければならない。

- ・事業者は、上下水道施設等の機能が十分発揮できるよう、本要求水準書のほか契約書及びその他関係書類並びに関係法令に基づき、誠実かつ安全に業務を履行し、施設及び設備を適切に運転・維持管理しなければならない。

(2) 業務管理

- ・事業者は、上下水道施設等の構造、性能、系統及びその周辺の状況を熟知し、本件施設の運転及び維持管理を主体的に行うこと。

- ・事業者は常に問題意識をもって業務の履行にあたり、自らの持つノウハウを最大限活用して、連続的に安定した水道水を供給するとともに、汚水を連続的に処理し安定した汚水処理を行うこと。

- ・事業者は、さまざまな取組みや創意工夫を行って、設備の予防保全、業務の効率化及び高度化を図るよう努めるものとし、現行のサービス水準を維持することはもとより、その向上を図ること。

- ・事業者は、労働安全衛生法等の災害防止関係法令の定めるところにより、常に安全衛生の管理に留意し労働災害の防止に努めるとともに、安全衛生上の障害が発生した場合は、直ちに必要な措置を講じ、速やかに五霞町に連絡すること。

- ・事業者は、地域住民や地元企業等と十分に協調を保ち、業務の円滑な進捗を期すこと。

- ・事業者は、委託者が受け入れる施設見学等について協力し、対応すること。

- ・事業者は、水道事業、公共下水道事業及び農業集落排水事業の公益性を十分理解し、危機管理や環境への取組についても十分配慮して業務を行うこと。

(3) 業務実施体制

業務の実施にあたっては、既存施設等の特質を十分理解し、安定給水、安定処理が確保できるよう次の要件を満たす者及び資格者を配置した業務履行体制でこれに臨むこと。

1) 総括責任者の要件

- ・下水道第3種技術検定合格者又は下水道管理技術認定試験(処理施設)合格者
- ・浄化槽技術管理者の資格を有する者
- ・水道施設管理技士3級の資格を有する者
- ・業務委託の現場代理人で、業務委託全体を総括した経験がある者
- ・終末処理場及び浄水場の維持管理業務の実務経験をそれぞれ5年以上有する者
- ・直接的な雇用関係にある専任の者
- ・なお、総括責任者は副総括責任者の業務の兼務も可とする。

2) 副総括責任者の要件

- ・副総括責任者は総括責任者の補佐又は代行が可能な者で直接的な雇用関係にある専任の者とする。

- ・副総括責任者は水道施設維持管理業務、下水道施設維持管理業務、農業集落排水維持管理業務の各業務ごとに設置する。

- ・なお、副総括責任者の担当業務の兼務も可とする。

【水道施設維持管理業務担当】

- ・水道施設管理技士 3 級以上

【公共下水道施設維持管理業務担当】

- ・下水道第 3 種技術検定合格者又は下水道管理技術認定試験(処理施設)合格者

【農業集落排水施設維持管理業務担当】

- ・浄化槽管理技術者の資格を有する者

3) その他の要件

- ・事業者は、関係法令に基づき本業務の履行に必要な下記の有資格者を配置し、業務を履行する上で適正かつ必要な人員を配置すること。

- ア 水道施設管理技士 2 級以上 1 名以上 3 級以上 2 名以上

- イ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者

- ウ 認定電気工事従事者及び第二種電気工事士

- エ 乙種第四類危険物取扱主任者

- オ 玉掛け技能者

- カ クレーン作業資格者

- キ 自動車運転免許（普通以上）

- ク その他業務履行上必要とする法令で定められた資格者等

- ・水道施設の維持管理業務については 24 時間勤務体制とする。公共下水道施設及び農業集落排水施設の維持管理業務については平日昼間勤務を基本とし、異常警報の初動対応などは 24 時間対応が行える体制をとること。

ただし、平日昼間とは、月曜日から金曜日（祝祭日、12 月 29 日から 1 月 3 日まで「年末年始」は除く）の 8 時 30 分から 17 時 15 分までのことを指す。

- ・事業者は、教育・研修により、従業者の知識及び技術の向上を図ること。

- ・事業者は、この契約について委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。

ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(4) 危機管理対応

- ・事業者は、豪雨、台風、地震、津波、渇水その他の天災並びに停電、施設の故障、水質異常その他施設機能に重大な支障が生じた場合に備えて、緊急連絡体制

を整備し、また業務従事者を非常招集できる体制を確立し、必要な応急措置を行える準備をしておかなければならない。

・緊急事態が発生した場合、事業者は必要な初動対応を行うとともに、速やかに五霞町に連絡しなければならない。

2 運営期間を通じて五霞町が事業者に委託する業務

運営期間を通じて五霞町（以下、「委託者」という。）が事業者（以下、「受託者」という。）に委託する業務は、以下のとおりとする。

2. 1 水道施設維持管理業務

（1）運転管理業務

1）運転管理業務

・川妻取水場、浄水場、小手指配水場（以下「水道施設」という。）の各種機器の機能を十分に理解し、運転及び管理計画に沿って必要な運転管理を適正に行うこと。

・各設備、機器の流量、圧力、電流値、音、温度等を監視、計測、記録し、適性かつ効率的に運転を行うこと。

・各種機器の音、温度、臭気、振動の稼動状況を点検するものとする。警報が発生した場合には、迅速かつ適正に対応、処置すること。

2）水質管理業務

・業務において運転管理上で要求される水質分析・解析

・浄水処理機能等の管理

・法定水質検査に係る採水及び検査機関への運搬等

3）調達管理業務

・電力の調達管理

・通信の調達管理

・薬品類、燃料、その他の消耗品類の調達管理

4）文書管理業務

・運転、水質管理、保守点検、修繕その他の業務に関するデータの記録、各報告書の作成と報告、完成図書等の管理、設備台帳等のデータ更新・管理

5）保安全管理業務

・水道施設への第三者の立ち入り防止等に関する施設の保安巡視

（2）保安全管理業務

1）保守点検

・機械設備、電機・計装設備等の保守点検

2）消耗品、備品類の調達管理

- ・保安全管理に必要となる消耗品、備品類の調達管理

3) 計画修繕業務

- ・修繕計画書の作成と修繕の実施

(3) その他業務

1) 環境整備業務

- ・水道施設における軽微な樹木管理及び芝・草等の除草
- ・水道施設内の日常清掃

2) 災害及び緊急時対応業務

- ・災害及び緊急時の初動対応や連絡協議など

3) マニュアル整備業務

- ・運転管理、水質管理、保安全管理等各業務マニュアルの作成

4) 自家用電気工作物保安業務

- ・法定点検として、自家用電気工作物における保安全管理業務の実施

5) 消防設備点検業務

- ・消防設備について、消防法第 17 条の 3 の 3 に基づく点検業務の実施

6) 荷役機械検査

- ・荷役機械について、労働安全衛生法 45 条及び同法 41 条第 2 項に基づく検査の実施

7) 川妻浄水場・取水場 電気・計装設備点検

- ・川妻浄水場・取水の電気及び計装設備について、機能を十分に発揮するための設備点検

2. 2 公共下水道施設維持管理業務

(1) 運転管理業務

1) 運転管理業務

- ・五霞町環境浄化センター、マンホールポンプ場等（以下「浄化センター等」という。）の各種機器の機能を十分に理解し、運転及び管理計画に沿って必要な運転管理を適正に行うこと。
- ・各設備、機器の流量、圧力、電流値、音、温度等を監視、計測、記録し、適性かつ効率的に運転を行うこと。
- ・各種機器の音、温度、臭気、振動の稼動状況を点検するものとする。警報が発生した場合には、迅速かつ適正に対応、処置すること。

2) 水質管理業務

- ・業務において運転管理上で要求される水質分析、汚泥分析、ケーキ含水率などの分析・解析

- ・水処理反応槽のDO、MLSS等、処理機能等の管理

- ・法定水質分析

3) 調達管理業務

- ・水道の調達管理

- ・電力の調達管理

- ・通信の調達管理

- ・薬品類、燃料、その他の消耗品類の調達管理

4) 文書管理業務

- ・運転、水質管理、保守点検、修繕その他の業務に関するデータの記録、各報告書の作成と報告、完成図書等の管理、設備台帳等のデータ更新・管理

5) 保安全管理業務

- ・浄化センター等への第三者の立ち入り防止等

(2) 保安全管理業務

1) 保守点検

- ・機械設備、電機・計装設備等の保守点検

- ・マンホールポンプの保守点検・清掃の実施

2) 消耗品、備品類の調達管理

- ・保安全管理に必要な消耗品、備品類の調達管理

3) 計画修繕業務

- ・修繕計画書の作成と修繕の実施

(3) その他業務

1) 環境整備業務

- ・浄化センター等における軽微な樹木管理及び芝・草等の除草

- ・浄化センター等内の日常清掃

2) 災害及び緊急時対応業務

- ・災害及び緊急時の初動対応や連絡協議など

3) マニュアル整備業務

- ・運転管理、水質管理、保安全管理等各業務マニュアルの作成

4) 自家用電気工作物保安業務

- ・法定点検として、自家用電気工作物における保安全管理業務の実施

5) 消防設備点検業務

- ・消防設備について、消防法第 17 条の 3 の 3 に基づく点検業務の実施

2. 3 農業集落排水施設維持管理業務

(1) 運転管理業務

1) 運転管理業務

- ・農業集落排水施設に係る処理場（大福田、東部、北部、南部）及びマンホールポンプ（以下「農集施設等」という。）の各種機器の機能を十分に理解し、運転及び管理計画に沿って必要な運転管理を適正に行うこと。
- ・各設備、機器の流量、圧力、電流値、音、温度等を監視、計測、記録し、適性かつ効率的に運転を行うこと。
- ・各種機器の音、温度、臭気、振動の稼動状況を点検するものとする。警報が発生した場合には、迅速かつ適正に対応、処置すること。

2) 水質管理業務

- ・業務において運転管理上で要求される水質分析、汚泥分析、ケーキ含水率などの分析、解析
- ・水処理各槽のDO、汚泥沈殿率等、処理機能等の管理
- ・法定水質分析

3) 調達管理業務

- ・水道の調達管理
- ・電力の調達管理
- ・通信の調達管
- ・薬品類、その他の消耗品類の調達管理

4) 文書管理業務

- ・運転、水質管理、保守点検、修繕その他の業務に関するデータの記録、各報告書の作成と報告、完成図書の管理、設備台帳等のデータ更新・管理

5) 保安全管理業務

- ・農集排水施設等への第三者の立ち入り防止等

(2) 保安全管理業務

1) 保守点検

- ・機械設備、電機・計装設備等の保守点検
- ・マンホールポンプの保守点検・スペース清掃の実施

2) 消耗品、備品類の調達管理

- ・保安全管理に必要となる消耗品、備品類の調達管理

3) 計画修繕業務

- ・修繕計画書の作成と修繕の実施

(3) その他業務

1) 環境整備業務

- ・農集施設等における樹木管理及び芝・草等の除草
- ・建物等諸室の清掃業務（設備機器の清掃も含む）

2) 災害及び緊急時対応業務

- ・災害及び緊急時の初動対応や連絡協議など

3) マニュアル整備業務

- ・運転管理、水質管理、保安管理等各業務マニュアルの作成

4) 自家用電気工作物保安業務

- ・法定点検として、自家用電気工作物における保安管理業務の実施

5) 消防設備点検業務

- ・消防設備について、消防法第 17 条の 3 の 3 に基づく点検業務の実施

3 業務要求水準

受託者は運営期間において、以下に示す業務の水準を確保すること。

3. 1 基本的水準

(1) 受託者は、業務の履行に必要とする関係法令その他関係書類等を熟知し、その定めるところに従って業務を履行すること。

(2) 受託者は、設備の構造、動作特性、管理状況及び諸性能を熟知し、日常はもちろん、故障・事故時においても迅速かつ適切に処理できるよう準備すること。

(3) 業務期間終了時、業務範囲における全ての施設が通常の施設運営を行うことができる機能を有し（委託者が実施中、若しくは改築更新、改良計画中の施設を除く）、著しい損傷がない状態で委託者に引渡しが行えるよう適切な保守管理を行うこと。

(4) 受託者は、業務実施計画書に、運転管理業務、保全管理業務及びその他業務に必要な事項を定め、委託者に提出すること。

(5) 災害に対する警戒配備（震度 5 弱以上、大雨警報、洪水警報、津波注意報以上及び施設に影響を及ぼす停電）の際は、委託者の指示に従うこと。

(6) 受託者は、業務の引き継ぎに際し、運転管理、保全管理業務を中心とした維持管理業務について引き継ぎの協力をする事。

3. 2 水道施設維持管理業務の要求水準

施設の概要を下記に示す。

1) 取水施設

ア 川妻取水場 5,665 m³/日 暫定水利権 0.066 m³/S (利根川)

2) 浄水施設

ア 川妻浄水場 8,640 m³/日 施設能力 (計画値の半分)

3) 平均取水・配水実績量 (令和4～6年度実績)

ア 川妻取水場 平均 2,253 m³/日 (取水量)

イ 川妻浄水場 平均 4,146 m³/日 (配水量)

ウ 小手指配水場 平均 2,031 m³/日 (埼玉県受水量)

なお、浄水場施設等については、運営期間中に埼玉県からの全量受水を目標として協議している状況であることから、対象施設の変更 (一部機能の休止・廃止等) により本委託の範囲の変更及び委託料の変更の必要が生じた際には、五霞町と協議のうえ決定する。

3. 2. 1 運転管理業務の要求水準

(1) 運転管理業務

1) 水質の把握

原水の取水から配水施設までの水道施設を適切に運転操作、監視し、原水の質及び量に応じた浄水処理を行い、浄水及び給水が通常状態において要求水準を満足するよう水質を把握すること。運営期間を通じて、末端給水栓の水質は【表1-1】が適用される。

配水状況により必要な設備・機械を運転し、受水量、取水量のバランス調整を行うとともに、配水量及び配水池水位の監視を行い、施設能力に応じ安定した配水量を確保し、安全な水の供給に努めること。また、受託者は管末で減圧給水とならないよう、配水ポンプの圧力制御を適切に調整し【表1-2】に定める水圧管理に努めること。なお、運営期間中の計画配水量は【表1-3】に示す。

【表1-1】末端給水栓の水質要求水準

項目	水質確保範囲	水質管理要求水準
pH	5.8～8.6	6.5～7.5
味	異常でないこと	異常でないこと
濁度	2度以下	1度以下
残留塩素濃度	0.1mg/L～1.0mg/L	0.1mg/L～0.8mg/L
色度	5度以下	2度以下

【表1-2】配水ポンプの圧力範囲

配水ポンプ設置場所	配水ポンプ設置場所
川妻浄水場 下限	川妻浄水場 上限
0.3MPa	0.475MPa

【表1-3】計画配水量

項目	R8年度	R9年度	R10年度
計画配水量	1,448,000m ³ /年	1,448,000m ³ /年	1,448,000m ³ /年

2) 巡回点検等

水道施設の運転状況及び設備機器の異常の早期発見に努めるため、巡回点検等を実施する。巡回点検等は、処理状況及び設備の状況に応じて定期的に回数を定めて適宜に実施すること。

巡回点検等にあたっては、機器の状態に注意し、特に異音、振動、臭気、過熱の有無、計器の指示値等に注意すること。

3) 天日乾燥汚泥の処分

天日乾燥汚泥の処分に関しては、委託者と受託者協議の上、処分量及び処分時期を決定するものとする。なお、天日乾燥汚泥の搬出、運搬、処分等に関する業者との契約事務は委託者が実施し、費用の支払いは受託者が行うこととする。

【表 1 - 4】天日乾燥汚泥の処分量（参考）

項目	処分量
天日乾燥汚泥	51t/年

(2) 水質管理業務

業務実施計画書に水質検査項目、検査頻度等を設定した水質管理計画を添付し、委託者の承認を得ること。

受託者は、適正な処理機能の維持と処理効率の向上等に必要な処理工程各所、水道水質について、水質測定、分析試験を日常的に実施し、記録するものとする。

受託者は、委託者が発注する定期水質検査結果を分析して比較し、水処理の適正化を検討する。

受託者は、分析作業において薬品、器具を取り扱う際は、細心の注意を持って事故等の防止に努め、適切な保管、管理等を徹底すること。受託者は、日常分析に必要な薬品、器具等消耗品を購入し、在庫管理を行うこととする。

分析作業等で発生する排水及び廃液は、危険性や有害性を考慮して環境を汚染しないよう各種関係法令に基づき適切に処分することとする。なお、産業廃棄物として処分が必要な排水及び廃液については、処分業者との契約事務を委託者が実施し、処分費用の支払いは受託者が行うものとする。

【表 1 - 5】排水及び廃液の産業廃棄物処分量（参考）

項目	処分量
廃液槽排水	17,500L/年

(3) 調達管理業務

1) 電力の調達管理

水道施設の運転管理を良好に行うために、安定した電力の供給がされるよう調達及び使用量などの管理を行うこと。なお、電力会社との契約などに関する事務は委託者が実施し、電力料の支払いに係る費用については受託者の負担により実施すること。

なお、受託者の提案により、電力会社との契約を変更することができるものとする。

2) 通信の調達管理

水道施設の運転管理を行うために必要となる電話及び専用線等の通信の調達並びに使用料などの管理を行うこと。インターネット回線などネットワークの利用に関しては、第三者への情報漏洩等が発生しないよう、適切な運用を行うこと。なお、取水場テレメーターの通信も、通信会社との契約などに関する事務は委託者が実施し、通信費用について受託者の負担により実施すること。

3) 薬品類、燃料、その他の消耗品等の調達管理

水道施設の運転管理を行うために必要となる薬品類及び燃料、運転を良好に行うために必要なその他全ての消耗品等の調達、受入対応、数量、品質、使用量及び在庫量などの管理を行うこと。なお、費用についても受託者の負担により実施すること。

4) それぞれの用役項目と使用量は別紙－2 用役使用量一覧に示す。

(4) 文書管理業務

1) 水道施設の運転・維持管理等を良好に行う上で必要となる図書等を保管し、これらの毀損・滅失がないよう適切に保管すること。

2) 運転、水質管理、保守点検、修繕その他の業務に関するデータ等を記録し保管する。また、委託者に提示若しくは提出する各報告書の作成と報告を行うこと。

3) 受託者は、巡回点検、定期点検等の維持管理記録、修繕記録、改築・更新記録等の一切の記録を指定する設備台帳システム等にデータを登録すること。

(5) 保安全管理業務

受託者は、水道施設における第三者の立ち入りなどによる事故防止、盗難その他の事態を防止するために、巡回時の門扉や出入口の施錠確認など、施設の保安全管理に必要な対応を行うこと。

3. 2. 2 保安全管理業務の要求水準

(1) 保守点検

機械、電気、計装設備はなんらかの故障や事故が発生すると施設全体を停止させるような事態が生じることもあるため、設備の構造や特性はもとより、水道施設のシステム全体を熟知し保守点検を行うこと。

受託者は業務を円滑に履行するために必要な対策及び措置を行うものとする。

(2) 消耗品、備品類の調達管理

水道施設の保安全管理を行うために必要となる安全衛生器具、簡易な補修修繕に用いる潤滑油類、塗料、汎用の補修材料、事務機器及び衛生用品や掃除用具等の備品及び消耗品について、調達から管理までを行うこと。なお、費用についても受託者の負担により実施すること。

(3) 計画修繕業務

機能維持を目的とした機器の計画修繕は、下記要領により実施することとする。ただし、優先すべき計画外修繕が発生した場合は、委託者と受託者は協議の上、修繕計画を変更するものとする。また、修繕計画により修繕を行った費用については、計画修繕費の範囲内において、最終年度に精算を行う。

ア 計画修繕費は別紙－3 計画修繕実施仕様書に素案の内容を示す。

イ 受託者は、別紙－ 3 計画修繕実施仕様書に基づき、計画的かつ効率的に点検整備を行うこと。

ウ 本業務完了時、委託者立会いで検査を行うことを原則とする。また、受託者は実施報告書として、報告書、写真、その他必要書類を添付し委託者に提出すること。ただし、委託者が特に認めた場合は、受託者が提示する検査(試験)成績表をもってこれに代えることができる。

エ 本業務で使用する材料及び機器は、全て各々の用途に適合する製品で、かつ新品とし、JIS その他の規格に定められているものは、これらの規格品を使用するものとする。

オ 本業務の保証期間は 1 年間とし、その期間中に本業務により生じた施工、材質等の欠陥による破損、故障等は、受託者の責任と負担により補修、取替を行うこととする。

カ 計画外の緊急を要する修繕を行うときには、原則的に見積額が 200 万円を超えないものとし、修繕伺いを作成し、委託者の承諾を受けること。なお、計画外修繕を実施したことにより計画修繕の内容に変更を必要とする場合には、委託者・受託者の協議の上、その内容を決定する。

キ 計画修繕の内容の変更により生じた破損、故障等は委託者の責任と負担により修繕等を行うものとする。

3. 2. 3 その他業務

(1) 環境整備業務

業務範囲内の外構の清掃や植栽の手入れ等の環境整備業務の詳細は、特に定めのあるものを除き、受託者が自ら定めた業務実施計画書に基づき実施するものとする。

(2) 災害及び緊急時対応業務

受注者は、大雨警報、洪水警報、震度 5 弱以上の地震、その他重大事故(施設の損壊、設備の重大な損壊、不時の停電、異常流入水、水質の悪化及び機器異常)等の緊急事態に備え、原則 1 時間以内に従業員を非常招集できる体制を確保しなければならない。なお、非常体制、招集等の詳細は、業務実施計画書に記載するものとする。

(3) マニュアル整備業務

運転管理マニュアルのほか、保守点検、水質管理、災害及び緊急時対応、その他の各業務のマニュアルは、適宜見直しと改善、整備をすること。

(4) 自家用電気工作物保安業務

1) 受託者は、別紙－ 4 自家用電気工作物保安業務仕様書に基づき、点検を実施する。

2) 受託者は、対象施設において、「主任技術制度の解釈及び運用(内規)」による「みなし設置者」として、電気事業法における権限、義務、責任を負う。

3) 受託者は、自家用電気工作物の維持及び管理の主体として、自家用電気工作物について電気事業法第 39 条第 1 項(技術基準の遵守)の義務を果たすものとする。

4) 受託者は、自家用電気工作物の保安管理業務について、保安上支障がないものとして経済産業大臣の承認を受けたものに委託することができる。

（５）消防設備点検業務

受託者は消防法第 17 条の 3 の 3 及び別紙－ 5 消防設備点検業務仕様書に基づき、適切な消防設備の点検業務を実施する。

（６）荷役機械検査

受託者は労働安全衛生法 45 条及び同法 41 条第 2 項並びに別紙－ 6 荷役機械検査業務仕様書に基づき、荷役設備の検査業務を実施する。

（７）川妻浄水場・取水場 電気・計装設備点検

受託者は別紙－ 7 川妻浄水場・取水場 電気・計装設備保守点検業務仕様書に基づき、点検を実施する。

3. 3 下水道施設維持管理業務の要求水準

施設の概要を下記に示す。

1) 名称

環境浄化センター

2) 現有処理能力

3,400m³/日（標準活性汚泥＋分流式）

3) 平均放流実績量（令和 4～ 6 年度実績）

612,642 m³/日

3. 3. 1 運転管理業務の要求水準

（１）運転管理業務

1) 水質の把握

下水の量及び質に応じた水処理を行い、その処理水が通常状態において要求水準を満足するよう水処理工程の水量及び水質を把握すること。運営期間を通じて処理水質の要求水準は【表 2－ 1】が適用される。なお、運営期間中の計画流入水量は【表 2－ 2】に示す。

2) 汚泥処理設備の運転

下水の処理によって生じた汚泥を濃縮・脱水処理する。脱水ケーキの含水率は、運営期間を通じて【表 2－ 3】が適用される。なお、脱水処理設備を運転する場合は、委託者が別途契約した収集運搬業者と連携を図り適切な処理を行うこと。

また、処分運搬費用についても受託者の負担により実施すること。搬出量については、【表 2－ 4】に示す。【表 2－ 4】に示す搬出量は令和 4 年～令和 6 年の実績値から算出した参考値である。

3) 日常点検等

浄化センター等の運転状況及び設備機器の異常の早期発見に努めるため、日常点検等を実施する。日常点検等は、処理状況及び設備の状況に応じて定期的に回数を定め適宜に実施すること。

日常点検等に当たっては、機器の状態に注意し、特に異音、振動、臭気、過熱の有

無、計器の指示値等に注意すること。

【表 2 - 1】 処理水質の要求水準

項 目	要求水準
pH	5. 8 ～ 8. 6
BOD (mg/L)	2 0 以下
COD (mg/L)	—
SS (mg/L)	3 0 以下
全窒素 (mg/L)	—
全リン (mg/L)	—
色度	—
大腸菌数 (CFU/ml)	8 0 0 以下

【表 2 - 2】 計画流入水量

項目	R8 年度	R9 年度	R10 年度
計画流入水量	705,089m ³ /年	705,089m ³ /年	705,089m ³ /年

【表 2 - 3】 汚泥処理運転の要求水準

要求する汚泥脱水ケーキ含水率	85%以下
----------------	-------

【表 2 - 4】 汚泥搬出量（参考）

内容	搬出量
脱水汚泥	300t/年
し 渣	0.135t/年
沈砂	0.66t/年

（２）水質管理業務

１）処理工程の水質管理

流入水の水質変化に対応した運転管理を行うとともに、運転管理上で必要となる水質分析、汚泥分析、ケーキ含水率などの測定の実施及び解析を行い、処理水質等の水質管理、処理機能等の管理に努めること。業務実施計画書に水質検査項目、検査頻度等を設定した水質管理計画を添付し、委託者の承認を得ること。

（３）調達管理業務

１）水道の調達管理

浄化センター等の運転管理を行うために必要となる水道の調達及び使用量などの管理を行うこと。なお、費用についても受託者の負担により実施すること。

２）電力の調達管理

浄化センター等の運転管理を良好に行うために、安定した電力の供給がされるよう

調達及び使用量などの管理を行うこと。なお、電力会社との契約などに関する事務は委託者が実施し、電力料の支払いに係る費用については受託者の負担により実施すること。

なお、受託者の提案により、電力会社との契約を変更することができるものとする。

3) 通信の調達管理

浄化センター等の運転管理を行うために必要となる電話及び専用線等の通信の調達並びに使用料などの管理を行うこと。第三者への情報漏洩等が発生しないよう、適切な運用を行うこと。

なお、費用についても受託者の負担により実施すること。

4) 薬品類、燃料、その他の消耗品等の調達管理

浄化センター等の運転管理を行うために必要となる薬品類及び燃料、運転を良好に行うために必要なその他の全ての消耗品等の調達、受入対応、数量、品質、使用量及び在庫量等の管理を行うこと。

なお、費用についても受託者の負担により実施すること。

5) それぞれの用役項目と使用量は別紙－2 用役使用量一覧に示す。

(4) 文書管理業務

1) 浄化センター等の運転・維持管理等を良好に行う上で必要となる図書等を保管し、これらの毀損・滅失がないよう適切に保管すること。

2) 運転、水質管理、保守点検、修繕その他の業務に関するデータ等を記録し保管する。また、委託者に提示若しくは提出する各報告書の作成と報告を行うこと。

3) 受託者は、日常点検、定期点検等の維持管理記録、修繕記録、改築・更新記録、水質検査結果等の一切の記録をすること。

(5) 保安全管理業務

受託者は、浄化センター等における第三者の立ち入りなどによる事故防止、盗難その他の事態を防止するために、巡回時の門扉や出入口の施錠確認など、施設の保安全管理に必要な対応を行うこと。なお、機械警備に係る費用についても受託者の負担により実施すること。

3. 3. 2 保安全管理業務の要求水準

(1) 保守点検

機械、電気、計装設備は何らかの故障や事故が発生するとプラント全体を停止させるような事態が生じることもあるため、設備の構造や特性はもとより、浄化センター等のシステム全体を熟知し保守点検・整備を行うこと。また、受託者は業務を円滑に履行するために必要な対策及び措置を行うものとする。

また、以下の業務も実施すること

1) マンホールポンプ保守点検

マンホールポンプ（22 箇所）の巡回点検を実施し、その機能を良好に保つよう保守点検を行うこと。なお、年に 1 回、マンホールポンプ吐出先の腐食度点検を実施すること。別途調査等が必要な場合は、委託者と協議の上決定するものとする。

2) 槽内清掃

以下の対象施設について、年に1回高圧洗浄による洗浄及び強力吸引車を用いた引き抜き清掃を実施すること。なお、本業務で発生する産業廃棄物の処分費用も受託者の負担により実施すること。

ア 流入渠

イ 汚水ポンプ槽

ウ 流入調整槽2槽

エ 沈砂池2槽

オ 分水槽

カ 汚泥貯留槽2槽

キ ろ過ポンプ槽

ク 3次処理槽

ケ 汚水マンホールポンプ22箇所

3) 雨水調整池浚渫作業

3年に1回、高圧洗浄車による洗浄及び強力吸引車による吸引を実施すること。なお、本業務で発生した泥の産業廃棄物処分費用は、処分量100tまでを上限としてその処分に係る費用を受託者が負担すること。100tを超過した分については別途委託者と受託者で協議し、その取り扱いについて決定すること。

(2) 消耗品、備品類の調達管理

浄化センター等の保安全管理を行うために必要となる安全衛生器具、簡易な補修修繕に用いる潤滑油類、塗料、汎用の補修材料、事務機器及び衛生用品や掃除用具等の備品並びに消耗品について、調達から管理までを行うこと。なお、費用についても受託者の負担により実施すること。

(3) 計画修繕業務

機能維持を目的とした機器の計画修繕は、下記要領により実施することとする。ただし、優先すべき計画外修繕が発生した場合は、委託者と受託者は協議の上、修繕計画を変更するものとする。また、修繕計画により修繕を行った費用については、計画修繕費の範囲内において、最終年度に精算を行う。

ア 計画修繕費は別紙－3 計画修繕実施仕様書に素案の内容を示す。

イ 受託者は、別紙－3 計画修繕実施仕様書に基づき、機器修繕3年計画書を作成し、委託者の確認を受け、計画的かつ効率的に点検整備を行うこと。

ウ 本業務完了時、委託者立会いで検査を行うことを原則とする。また、受託者は実施報告書として、報告書、写真、その他必要書類を添付し委託者に提出すること。ただし、委託者が特に認めた場合は、受託者が提示する検査(試験)成績表をもってこれに代えることができる。

エ 本業務で使用する材料及び機器は、全て各々の用途に適合する製品で、かつ新品とし、JIS その他の規格に定められているものは、これらの規格品を使用するものとする。

オ 本業務の保証期間は 1 年間とし、その期間中に本業務により生じた施工、材質等の欠陥による破損、故障等は、受託者の責任と負担により補修、取替を行うこととする。

カ 計画外の緊急を要する修繕を行うときには、原則的に見積額が 200 万円を超えないものとし、修繕伺いを作成し、委託者の承諾を受けること。なお、計画外修繕を実施したことにより計画修繕の内容に変更を必要とする場合には、委託者・受託者の協議の上、その内容を決定する。

キ 計画修繕の内容の変更により生じた破損、故障等は委託者の責任と負担により修繕等を行うものとする。

3. 3. 3 その他業務

(1) 環境整備業務

1) 業務範囲内の外溝の清掃や植栽の手入れ等の環境整備業務の詳細は、特に定めのあるものを除き、受託者が自ら定めた業務実施計画書に基づき実施するものとする。

2) 業務範囲内の点検通路は、緊急時に備え不要物の整理等を行うものとする。

(2) 災害及び緊急時の対応業務

受注者は、大雨警報、洪水警報、震度 5 弱以上の地震、その他重大事故(施設の損壊、設備の重大な損壊、不時の停電、異常流入水、水質の悪化及び機器異常)等の緊急事態に備え、原則 1 時間以内に従業員を非常招集できる体制を確保しなければならない。なお、非常体制、招集等の詳細は、業務実施計画書に記載するものとする。

(3) マニュアル整備業務

運転管理マニュアルのほか、保守点検、水質管理、災害及び緊急時対応、その他の各業務のマニュアルは、適宜見直しと改善、整備をすること。

(4) 自家用電気工作物保安業務

1) 受託者は、別紙－4 自家用電気工作物保安業務仕様書に基づき、点検を実施する。

2) 受託者は、対象施設において、「主任技術制度の解釈及び運用（内規）」による「みなし設置者」として、電気事業法における権限、義務、責任を負う。

3) 受託者は、自家用電気工作物の維持及び管理の主体として、自家用電気工作物について電気事業法第 39 条第 1 項（技術基準の遵守）の義務を果たすものとする。

4) 受託者は、自家用電気工作物の保安管理業務について、保安上支障がないものとして経済産業大臣の承認を受けたものに委託することができる。

(5) 消防設備点検業務

受託者は消防法第 17 条の 3 の 3 及び別紙－5 消防設備点検業務仕様書に基づき、適切な消防設備の点検業務を実施する。

3. 4 農業集落排水施設維持管理業務の要求水準

施設の概要を下記に示す。

1) 現有処理能力（処理方式）

ア 大福田地区 160m³/日

(JARUS-XIVH 型「DO 制御高度処理連続流入間欠ばっ気方式」)

イ 東部地区 254m³/日

(JARUS-XIIG96 型「窒素除去及び COD 除去を考慮した回分式活性泥方式」)

ウ 北部地区 343m³/日

(JARUS-XI96 型「回分式活性汚泥方式」)

エ 南部地区 389m³/日

(JARUS-XIIG96 型「窒素除去及び COD 除去を考慮した回分式活性汚泥方式」)

2) 平均放流実績（令和 4～6 年度実績）

ア 大福田地区 47,228 m³/年

イ 東部地区 65,800 m³/年

ウ 北部地区 73,448 m³/年

エ 南部地区 83,167 m³/年

なお、農業集落排水処理施設 4 地区については、将来的に公共下水道との統合を予定しているため、対象施設の変更（一部機能の廃止等）により本委託の範囲の変更及び委託料の変更の必要が生じた際には、五霞町と協議のうえ決定する。

3. 4. 1 運転管理業務の要求水準

(1) 運転管理業務

1) 水質の把握

下水の量及び質に応じた水処理を行い、その処理水が通常状態において要求水準を満足するよう水処理工程の水量及び水質を把握すること。運営期間を通じて処理水質の要求水準は【表 3－1】が適用される。なお、運営期間中の計画流入水量は【表 3－2】に示す。

【表 3－1】処理水質の要求水準

項 目	要求水準
pH	5. 8～8. 6
BOD (mg/L)	1 0 以下
COD (mg/L)	—
SS (mg/L)	1 5 以下
全窒素 (mg/L)	—
全リン (mg/L)	—
色度	—
大腸菌数 (CFU/ml)	8 0 0 以下

【表 3－2】計画流入水量

項目		R8 年度	R9 年度	R10 年度
計画 流入 水量	大福田地区	47,228m ³ /年	47,228m ³ /年	47,228m ³ /年
	東部地区	65,800 m ³ /年	65,800 m ³ /年	65,800 m ³ /年
	北部地区	73,448 m ³ /年	73,448 m ³ /年	73,448 m ³ /年
	南部地区	83,167 m ³ /年	83,167 m ³ /年	83,167 m ³ /年

2) 巡回点検等

農集施設等の運転状況及び設備機器の異常の早期発見に努めるため、巡回点検等を実施する。巡回点検等は、処理状況及び設備の状況に応じて定期的に回数を定め適宜に実施すること。

巡回点検等にあたっては、機器の状況に注意し、特に異音、振動、臭気、過熱の有無、計器の指示値等に注意すること。

3) 汚泥運搬処分

発生した汚泥は委託者が別途契約した収集運搬業者と連携を図り適切な処理を行うこと。また、発生した汚泥は処分先をさしま環境センターとし、処分運搬費用については受託者の負担により実施すること。なお、搬出量は 1684.11 m³/年であり、令和 4 年～令和 6 年の実績値から算出した参考値である。

(2) 水質管理業務

1) 処理工程の水質管理

流入水の水質変化に対応した運転管理を行うとともに、運転管理上で必要となる水質分析の実施及び解析を行い、処理水質等の水質管理、処理機能等の管理に努めること。業務実施計画書には、施設の点検頻度とともに、水質検査項目、検査頻度等を設定した水質管理計画を添付し、委託者の承認を得ること。

(3) 調達管理業務

1) 水道の調達管理

農集施設等の運転管理を行うために必要となる水道の調達及び使用量などの管理を行うこと。なお、費用についても受託者の負担により実施すること。

2) 電力の調達管理

農集施設等の運転管理を良好に行うために、安定した電力の供給がされるよう調達及び使用量などの管理を行うこと。なお、電力会社との契約などに関する事務は委託者が実施し、電力料の支払いにかかる費用については受託者の負担により実施すること。

また、受託者の提案により、電力会社との契約を変更することができるものとする。

3) 通信の調達管理

農集施設等の運転管理を行うために必要となる電話及び専用線等の通信の調達並び

に使用料などの管理を行うこと。第三者への情報漏洩等が発生しないよう、適切な運用を行うこと。なお、費用についても受託者の負担により実施すること。

4) 薬品類、燃料、その他の備消耗品等の調達管理

農集施設等の運転管理を行うために必要となる薬品類、運転を良好に行うために必要なその他すべての消耗品等の調達、受入対応、数量、品質、使用量及び在庫量等の管理を行うこと。なお、費用についても受託者の負担により実施すること。

5) それぞれの用役項目と使用量は別紙－2 用役使用量一覧に示す。

(4) 文書管理業務

1) 農集施設等の運転・維持管理等を良好に行う上で必要となる図書等を保管し、これらの毀損・滅失がないよう適切に保管すること。

2) 運転、水質管理、保守点検、修繕その他の業務に関するデータ等を記録保管する。また、委託者に提示若しくは提出する各報告書の作成と報告を行うこと。

3) 受託者は、巡回点検、定期点検等の維持管理記録、修繕記録、改築・更新記録、水質検査結果等の一切の記録をすること。

(5) 保安管理業務

受託者は、浄化センター等における第三者の立ち入りなどによる事故防止、盗難その他の事態を防止するために、巡回時の門扉や出入口の施錠確認など、施設の保安管理に必要な対応を行うこと。

3. 4. 2 保全管理業務の要求水準

(1) 保守点検

機械、電気、計装設備は何らかの故障や事故が発生するとプラント全体を停止させるような事態が生じることもあるため、設備の構造や特性はもとより、浄化センター等のシステム全体を熟知し保守点検・整備を行うこと。また、受託者は業務を円滑に履行するために必要な対策及び措置を行うものとする。

また、以下の業務も実施すること

1) マンホールポンプ保守点検

マンホールポンプ（68 箇所）の巡回点検を実施し、その機能を良好に保つよう保守点検を行うこと。なお、年に 1 回、マンホールポンプ吐出先の腐食度点検を実施すること。別途調査等が必要な場合は、委託者と協議の上決定するものとする。

2) 槽内清掃

以下の対象施設について、年に 1 回高压洗浄による洗浄及び強力吸引車を用いた引き抜き清掃を実施すること。なお、本業務で発生する産業廃棄物の処分費用も受託者の負担により実施すること。

ア 沈砂池 4 槽

イ 汚水マンホールポンプ 68 箇所

(2) 消耗品、備品類の調達管理

農集施設等の保全管理を行うために必要となる安全衛生器具、簡易な補修修繕に用

いる潤滑油類、塗料、汎用の補修材料、事務機器及び衛生用品や掃除用具等の備品及び消耗品について、調達から管理までを行うこと。なお、費用についても受託者の負担により実施すること。

(3) 計画修繕業務

機能維持を目的とした機器の計画修繕は、下記要領により実施することとする。ただし、優先すべき計画外修繕が発生した場合は、委託者と受託者は協議の上、修繕計画を変更するものとする。また、修繕計画により修繕を行った費用については、計画修繕費の範囲内において、最終年度に精算を行う。

ア 計画修繕費は別紙－3 計画修繕実施仕様書に素案の内容を示す。

イ 受託者は、別紙－3 計画修繕実施仕様書に基づき、機器修繕3年計画書を作成し、委託者の確認を受け、計画的かつ効率的に点検整備を行うこと。

ウ 本業務完了時、委託者立会いで検査を行うことを原則とする。また、受託者は実施報告書として、報告書、写真、その他必要書類を添付し委託者に提出すること。ただし、委託者が特に認めた場合は、受託者が提示する検査(試験)成績表をもってこれに代えることができる。

エ 本業務で使用する材料及び機器は、全て各々の用途に適合する製品で、かつ新品とし、JIS その他の規格に定められているものは、これらの規格品を使用するものとする。

オ 本業務の保証期間は1年間とし、その期間中に本業務により生じた施工、材質等の欠陥による破損、故障等は、受託者の責任と負担により補修、取替を行うこととする。

カ 計画外の緊急を要する修繕を行うときには、原則的に見積額が200万円を超えないものとし、修繕伺いを作成し、委託者の承諾を受けること。なお、計画外修繕を実施したことにより計画修繕の内容に変更を必要とする場合には、委託者・受託者の協議の上、その内容を決定する。

キ 計画修繕の内容の変更により生じた破損、故障等は委託者の責任と負担により修繕等を行うものとする。

3. 4. 3 その他業務

(1) 環境整備業務

業務範囲内の外溝の清掃や植栽の手入れ等の環境整備業務の詳細は、特に定めのあるものを除き、受託者が自ら定めた業務実施計画書に基づき実施するものとする。

(2) 災害及び緊急時の対応業務

受注者は、大雨警報、洪水警報、震度5弱以上の地震、その他重大事故(施設の損壊、設備の重大な損壊、不時の停電、異常流入水、水質の悪化及び機器異常)等の緊急事態に備え、原則1時間以内に従業員を非常招集できる体制を確保しなければならない。なお、非常体制、招集等の詳細は、業務実施計画書に記載するものとする。

(3) マニュアル整備業務

運転管理マニュアルのほか、保守点検、水質管理、災害及び緊急時対応、その他の各業務のマニュアルは、適宜見直しと改善、整備をすること。

（４）自家用電気工作物保安業務

- 1) 受託者は、別紙－４ 自家用電気工作物保安業務仕様書に基づき、点検を実施する。
- 2) 受託者は、対象施設において、「主任技術制度の解釈及び運用（内規）」による「みなし設置者」として、電気事業法における権限、義務、責任を負う。
- 3) 受託者は、自家用電気工作物の維持及び管理の主体として、自家用電気工作物について電気事業法第３９条第１項（技術基準の遵守）の義務を果たすものとする。
- 4) 受託者は、自家用電気工作物の保安管理業務について、保安上支障がないものとして経済産業大臣の承認を受けたものに委託することができる。

（５）消防設備点検業務

受託者は消防法第 17 条の 3 の 3 及び別紙－５ 消防設備点検業務仕様書に基づき、適切な消防設備の点検業務を実施する。

別紙－１ 業務区分表

この業務区分表は、委託者が受託者に業務を委託するにあたり、業務所掌について事前に明らかにしておく必要がある事項について記載するものである。

業務	番号	項目	具体的な業務		業務・負担区分	
					委託者	受託者
水道施設維持管理業務	1	施設運転管理	運転管理	川妻浄水場・取水場、小手指配水場 1 号 2 号		○
				天日乾燥汚泥搬出助勢		○
			事務	労務管理		○
				教育、訓練、指導		○
				労働安全衛生管理		○
				運転計画、修繕計画の作成、立案		○
				日報、月報、年報等書類作成		○
				資材管理、在庫管理		○
			日常水質検査	サンプリング浄水の水質検査		○
				末端給水栓の水質検査		○
				原水の水質検査		○
			軽微修理	機器簡易消耗品の交換		○
				簡易塗装及び配管工事		○
				簡易電気計装部品交換		○
			環境整備	場内、処理塔の日常清掃		○
				除草作業		○
	2	設備・機器点検	川妻浄水場・取水場 電気・計装設備点検	日常点検及び年次点検* *年次点検については、小手指配水場を除く		○
			自家用電気工作物保安業務			○
			消防設備点検業務	火災報知等点検		○
			薬品等貯蔵タンク保守点検	漏洩検査		○
			荷役機械設備点検	法定点検		○
			荷役機械設備点検	日常点検		○
	3	分析・測定・検査	浄水及び原水水質分析	定期水質検査（法定）	○	
			浄水及び原水水質分析	定期水質検査		○
	4	ユーティリティー等	薬品調達	次亜塩素酸ナトリウム	有効塩素 12%以上・食塩 1%以下	○
				苛性ソーダ	25%濃度	○
				ポリ塩化アルミニウム	上水道用	○
				粉末活性炭	350kg 袋入 w/w50%	○
			電気使用料金支払い		○ 契約	○ 支払い

下水道施設維持管理業務	1	施設運転管理	通信使用料金支払い	取水場テレメーター（専用回線）	○ 契約	○ 支払い
				燃料使用料金支払い		○
				上下水道使用料金支払い		○
				天日乾燥污泥処分料	○ 契約	○ 支払い
			5 消耗品等	分析試薬、器具の購入		○
				配管材料、パルプ、塗料、塗装用具	Vベルト、オイル、ガラス、ウエス等	○
				電気計装部品購入	ランプ、リレー、pH電極等	○
				一般工具等の購入		○
			6 事務に係る消耗品他	事務用品、機器の購入、リース費用		○
			7 修繕・オーバーホール	計画修繕		○
				計画外修繕（1件、200万円以下）	○ 協議	○ 協議
				施設内水槽清掃		○
			8 緊急時の給水区域対応業務	夜間・休日の電話対応（記録、取次）		○
			9 その他	安全管理業務	○	○
				夜間受付・連絡業務		○
				取水口清掃		○
				産業廃棄物の処分	水質分析の廃液、計画修繕及び計画外修繕で発生する廃棄物等	○ 契約 ○ 支払い
	1	施設運転管理	運転管理	環境浄化センター		○
				調整池、マンホールポンプ22箇所、権限堂調整池雨水放流ゲート		○
				脱水污泥搬出助勢		○
				し渣及び沈砂搬出助勢		○
			事務	労務管理		○
				教育、訓練、指導		○
				労働安全衛生管理		○
				運転計画、修繕計画の作成、立案		○
				日報、月報、年報等書類作成		○
				資材管理、在庫管理		○
			日常水質検査	環境浄化センター		○
			軽微修理	機器簡易消耗品の交換		○
				簡易塗装及び配管工事		○
				簡易電気計装部品交換		○
			環境整備	場内、処理塔の日常清掃		○
				除草作業		○
				軽微樹木剪定作業		○
			自家用電気工作物保安業務			○
			消防設備点検業務		火災報知等点検	○

	3	分析・測定・検査	水質分析		流入水、放流水、脱水汚泥	○	
			作業環境測定業務委託		硫化水素、アンモニア		○
	4	ユーティリティー等	薬品調達	次亜塩素酸ソーダ			○
				高分子凝集剤			○
			電気使用料金支払い			○ 契約	○ 支払い
			通信使用料金支払い				○
			燃料使用料金支払い		A 重油・プロパンガス		○
			水道使用料金支払い				○
			脱水汚泥処分料			○ 契約	○ 支払い
			し渣及び沈砂処分料			○ 契約	○ 支払い
			返送計量槽内堆積物除去及び処分料			○ 契約	○ 支払い
	5	消耗品等	分析試薬、器具の購入				○
			配管材料、バルブ、塗料、塗装用具		Vベルト、オイル、グリス、ウエス等		○
			電気計装部品購入		ランプ、リレー、pH 電極等		○
			一般工具等の購入				○
	6	事務に係る消耗品他	事務用品、機器の購入、リース費用				○
			電話・FAX 等通信料金		受託者が使用するものに限る		○
	7	修繕・オーバーホール	計画修繕				○
			計画外修繕（1 件、200 万円以下）			○ 協議	○ 協議
			施設内水槽及びマンホールポンプ清掃				○
			雨水調整池側溝浚渫				○
	8	その他	安全管理業務			○	○
			警備業務				○
			放送受信料				○
			産業廃棄物の処分		計画修繕及び計画外修繕で発生する廃棄物等	○ 契約	○ 支払い
農業集落排水処理施設維持管	1	施設運転管理	運転管理	水処理センター4 箇所			○
				汚水マンホールポンプ 68 箇所			○
				農業集落排水汚泥搬出助勢			○
			事務	労務管理			○
				教育、訓練、指導			○
				労働安全衛生管理			○
				運転計画、修繕計画の作成、立案			○
				日報、月報、年報等書類作成			○
				資材管理、在庫管理			○

理 業 務		日常水質 検査	水処理センター4 箇所				○
			軽微修 理	機器簡易消耗品の交換			
		簡易塗装及び配管工事				○	
		簡易電気計装部品交換				○	
		環境整 備	場内、処理塔の日常清 掃				○
			除草作業				○
			軽微樹木剪定作業				○
		自家用電気工作物保安業務				○	
		消防設備点検業務		火災報知等点検		○	
	3	分析・測定・検 査	浄化槽法検査		外観、水質、書類	○	
	4	ユーティリテ ィー等	薬品調 達	固形塩素材			○
			電気使用料金支払い			○ 契約	○ 支払い
			通信使用料金支払い				○
			燃料使用料金支払い		レギュラーガソリン		○
			水道使用料金支払い				○
			農業集落排水汚泥処分料				○
	5	消耗品等	配管材料、バルブ、塗料、塗装用 具		Vベルト、オイル、グリス、ワaxes等		○
			電気計装部品購入		ランプ、リレー、pH電極等		○
			一般工具等の購入				○
	6	事務に係る消耗 品他	事務用品、機器の購入、リース費 用				○
			電話等通信料金		受託者が使用するものに限 る		○
	7	修繕・オーバー ホール	計画修繕				○
			計画外修繕（1件、200万円以 下）			○ 協議	○ 協議
			施設内沈砂池4槽及び汚水マンホールポン プ清掃				○
	8	その他	安全管理業務			○	○
			産業廃棄物の処分		計画修繕及び計画外修繕で 発生する廃棄物等	○ 契約	○ 支払い

別紙－２ 用役使用量一覧

本事業の運転管理に必要な用役使用量を別表２－１に示す。なお、別表２－１に記載の使用量は令和４年～令和６年の実績値から算出した参考値である。

別表２－１ 用役使用量（参考）

施設	用役名	仕様等	使用量
水道施設等	電気料	高圧	489,220kWh/年
		高圧季時	71,676kWh/年
		低圧	－
	通信料	取水テレメーター	－
	次亜塩素酸ナトリウム	有効塩素 12%、食塩分 2%以下	18,439.6kg/年
	苛性ソーダ		189.5kg/年
	ポリ塩化アルミニウム		24,970.9kg/年
	粉末活性炭	W/W 50%以下	300kg/年
	A 重油		－
	プロパンガス		－
下水道施設等	水道料		323m3/年
	電気料	高圧	440,105kWh/年
		低圧	51,843kWh/年
	通信料	環境浄化センター固定電話	－
		中継ポンプ場非常用通報装置	－
	次亜塩素酸ソーダ		12,040L/年
	高分子凝集剤		785kg/年
	A 重油		17.4L/年
農集施設等	プロパンガス		0m3/年
	水道料		75m3/年
	電気料	高圧	233,433kWh/年
		低圧	198,595kWh/年
	通信料	大福田地区水処理センター固定電話兼非常通報装置	－
		東部地区水処理センター固定電話兼非常通報装置	－
		北部地区水処理センター固定電話兼非常通報装置	－
		南部地区水処理センター固定電話兼非常通報装置	－
		中継ポンプ場非常通報装置 32 箇所	－
	固形塩素剤		818kg/年
	レギュラーガソリン		20L/年

別紙－３ 計画修繕実施仕様書

本計画修繕実施仕様書は水道施設、下水道施設、農業集落排水施設のそれぞれの計画修繕業務に適用する。

１ 計画概要

（１）概要及び目的

本業務は、施設の正常な機能を保持するため、別表３－１「計画修繕計画書」に記載の設備、装置、機器類のオーバーホール等を行うものである。

（２）業務場所

１）水道施設

ア 川妻取水場

イ 川妻浄水場

２）下水道施設

ア 環境浄化センター

３）農業集落排水施設

ア 大福田地区水処理センター

イ 東部地区水処理センター

ウ 北部地区水処理センター

エ 南部地区水処理センター

２ 雑則

（１）適用範囲

本計画修繕特記仕様書は、施設の計画修繕業務の基本的内容について定めるものであり、本計画修繕特記仕様書に明示されていない事項であっても、目的達成のために必要と思われるものについては完備しなければならない。

（２）疑義に対する協議

本計画修繕特記仕様書または業務遂行中に疑義が生じた場合は、受託者と委託者は協議するものとする。

（３）変更

水運用・施設計画の変更や緊急修繕を含む計画外修繕の発生等により、計画修繕計画書に変更の必要が生じた場合は、受託者と委託者は協議の上、計画修繕計画書を変更するものとする。

（４）性能と規模

本施設に採用する設備、装置、機器類は、本施設の目標達成のために必要な能力と規模を有し、かつ管理経費の節減を十分考慮したものでなければならない。

（５）実施計画書

受託者は、業務の実施計画について事前に委託者と協議し、実施計画書を提出しなければならない。

(6) 支給品等

業務遂行上必要な水道、ガス等は受託者が負担する。

3 材料及び機器

使用材料及び機器は、すべてそれぞれの用途に適合する製品で、かつすべて新品とし、日本工業規格（JIS）電気規格調査会規格（JEC）及び日本電気工業会標準（JEM）等の規格が定められているものは、これらの規格品を使用しなければならない。特に使用される材料は耐熱性、耐腐食性等に優れたものでなければならない。なお、委託者が指示した場合は、使用材料、機器等の立会検査を行うものとする。

4 保証

(1) 保証期間

本業務の保証期間は、検収より1年間とする。ただし、委託者と受託者が協議のうえ、別に定める消耗品についてはこの限りでない。

保証期間内に生じた設計、施工、材質、構造上の欠陥によるすべての破損、故障等は、受託者の負担にて速やかに補修、改造または取替を行わなければならない。ただし、委託者側の誤操作、天災等の不測の事故に起因する場合はこの限りでない。

(2) 運転調整

ア 受託者は、業務完了後、速やかに運転調整を行うものとする。

イ 運転調整にかかる経費は、受託者の負担とする。

5 業務範囲

業務範囲は次のとおりとする。

ア 機械設備

イ 電気設備

ウ 計装設備

エ 浄水処理設備

オ 排水処理設備

カ 配管設備

キ 水槽設備

6 業務内容

(1) 施工要領

ア 現地にて分解し、消耗品の取替を行うこと。

イ 清掃及び塗装を行うこと。（機種、設備により実施）

ウ 試運転及び調整を行うこと。

7 提出図書

(1) 業務承諾申請図書

- ア 工程表、作業員名簿 1 部
- イ その他、委託者が要求する図書 1 部

(2) 報告書

- ア 業務報告書 1 部
- イ 業務写真 1 部

8 検査及び試験

(1) 立会検査及び立会試験

指定主要機器及び材料の検査及び試験は、委託者の立会のもとで行うものとする。ただし、委託者が特に認めた場合は、受託者が提示する検査（試験）成績表をもってこれに代えることができる。

(2) 検査及び試験の方法

検査及び試験は、事前に委託者の承諾を得た検査（試験）要領書に基づいて行う。

(3) 検査及び試験の省略

公的またはこれに準ずる機関の発行した証明書で成績が確認できる機材については、検査及び試験を省略することができる。

(4) 経費の負担

業務遂行に係る検査及び試験の手続きは、受託者において行い、これらに要する費用は受託者の負担とする。

9 正式引渡し

業務完了後、委託者の実施する検査において、業務報告書のとおりであり、所定の性能を発揮したと認められた時点で委託者は検収するものとする。

10 その他

(1) 関係法令等の遵守

業務の実施にあたっては、関係法令等を遵守するものとする。

(2) 許認可申請

業務実施にあたり、関係機関への許認可申請が必要な場合は、受託者の経費負担により代行するものとする。

(3) 業務施工

労働災害の防止、現場管理、復旧、発生材の処理は関係法令等を遵守して、適切に実施すること。

対象施設	対象機器設備の名称	内容	3 か年計画		
			令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
川妻取水場	〇〇	〇〇			
川妻浄水場	〇〇	〇〇			
水道施設小計					
環境浄化センター	〇〇	〇〇			
下水道施設小計					
大福田地区水処理センター	〇〇	〇〇			
東部地区水処理センター	〇〇	〇〇			
北部地区水処理センター	〇〇	〇〇			
南部地区水処理センター	〇〇	〇〇			
農集排施設小計					
合 計					

別紙－４ 自家用電気工作物保安業務仕様書

この仕様書は、自家用電気工作物保安業務の概要を示すものであり、現場の状況に応じてこの仕様書に記載されていない事項についても誠意をもって行うものとする。

自家用電気工作物保安管理業務における点検は、「保安規程」に定めるところにより適正に行う。

受託者は保安規程について、必要がある場合は内容を変更し委託者の確認を得たのちに所管官庁等に提出する。

１ 業務実施場所

業務実施場所は、別表４－１のとおりとする。

２ 業務期間

業務期間は、令和８年４月１日から令和１１年３月３１日までとする。

３ 業務内容

（１）自家用電気工作物の維持及び運用について、受電設備・配電設備・非常用予備発電装置・蓄電池設備・電気使用場所の設備等の定期的な点検

（２）各種検査への立ち会い

（３）停電・火災・その他災害等により、電気工作物に異常が発生した場合の原因究明及び応急処置の助言及び指導

（４）点検報告書の作成及び提出

（５）その他町に対して必要と思われる事項の助言及び指導

４ 実施日程等

本業務の実施日程等は、次のとおりとする。

（１）月次点検・年次点検は委託者と協議の上定める。

（２）年次点検にあたっては、施設運用上の影響を最小限とできるよう計画すること。

（３）電気事業法及び関連法規に基づき、必要な資格者を配置すること。

５ 電気主任技術者

（１）受託者は、自家用電気工作物のみなし設置者として、本来の設置者である委託者と相互に協力しながら、電気事業法及び関係法令に基づき、管理を行うこと。

（２）受託者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するため、電気主任技術者を選任しなければならない。但し、電気事業法施行規則第５２条第２項の規定に基づき、外部委託承認を受けた場合には、電気主任技術者を選任しないことができる。

（３）受託者は、自家用電気工作物の維持及び運用の主体であり、みなし設置者として自家用電気工作物について電気事業法第３９条第１項の義務を負うものとする。

（４）受託者は、電気主任技術者を選任し、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。電気主任技術者を変更した場合も同様とする。

(5) 受託者は、保安監督業務に必要な各種届出書類の作成及び提出を遅滞なく行うこと。

(6) 委託者及び受注者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するに当たり、電気主任技術者として選任する者の意見を尊重するものとする。

(7) 自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、電気主任技術者として選任する者がその保安のためにする指示に従うものとする。

(8) 電気主任技術者として選任する者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実にを行う。

6 関係法令等の遵守

受託者は、本業務の実施にあたり関係法令等を遵守しなければならない。

7 疑義

本仕様書記載事項及び本業務遂行上疑義が生じたときは、速やかに委託者と協議し、本業務に支障のないよう努めなければならない。

8 その他

本仕様書は、本業務の概要を示すものであり、本仕様書に明記なき事項については委託者と協議のうえ、これを決定する。

施設名称 及び所在地	需要設備		非常用予備発電装置			監視装置の 種類	点検 頻度
	設備容量(kVA)	受電電圧(V)	発電機容量 (kVA)	定格容量(V)	原動機の種類		
五霞町川妻浄水場 (五霞町大字川妻 953)	500	6,600	250	200	ディーゼル	設置なし	毎月 1 回
五霞町川妻取水場 (五霞町大字川妻 2542-2)	100	6,600	—	—	—	設置なし	毎月 1 回
環境浄化センター (五霞町原宿台 2-27-4)	300	6,600	250	210	ディーゼル	設置なし	毎月 1 回
北部地区水処理センター (五霞町小手指 3095)	100	6,600				設置なし	毎月 1 回
南部地区水処理センター (五霞町幸主 559-2)	110	6,600				設置なし	毎月 1 回

別紙－５ 消防設備点検業務仕様書

設備の保守管理については、関係法令及びこの仕様書に基づき設備の機能を十分に発揮できるよう良好に管理すること。

この仕様書は、消防設備点検の概要を示すものであり、現場の状況に応じてこの仕様書に記載されていない事項については委託者及び受託者で協議の上決定する。

１ 業務実施場所

業務実施場所は、別表５－１のとおりとする。

２ 業務期間

業務期間は、令和８年４月１日から令和１１年３月３１日までとする。

実施時期については、発注者と協議のうえ定めるものとする。

３ 業務内容

保守点検は、消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者が行うものとする。

点検項目は、自動火災報知設備・誘導灯・非常放送設備・消火器設備等とする。

４ 点検報告書の作成

各設備の点検を行ったときには消防法施行規則第４条の２の４第３項に規定に基づき、防火対象物の点検の結果についての報告書に準じた様式にて作成すること。

５ 点検報告書の提出

受託者は、点検を実施したときには、速やかに報告書を作成し各施設における管理者に提出し点検内容を説明すること。また、必要に応じて所轄消防署長に点検報告書を提出すること。

６ その他

受任者は、火災その他誤作動により機器が作動した場合には適切な処置をとること。

別表５－１

施設名称及び所在地	構 造	点検回数	設備内容
五霞町川妻浄水場 (五霞町大字川妻 953)	用途：浄水場 ＲＣ造 地上３ 階・地下-階 床面積 1351.06m ² ・延べ面積 1739.84 m ²	年２回	自動火災報知設 備・非常放送設備 誘 導 灯・消 火 器（２４本）
五霞町川妻取水場 (五霞町大字川妻 2542-2)	用途：取水場 ＲＣ造 地上１ 階・地下１階 床面積 212.36 m ² ・延べ面積 m ²	年２回	消 火 器（４本）
五霞町小手指配水場 (五霞町大字小手指 2876)	用途：配水場 ＲＣ造 地上１ 階・地下-階 床面積 135 m ² ・延べ面積 135 m ²	年２回	消 火 器（３本）
環境浄化センター (五霞町原宿台 2- 27-4)	用途：污水处理施設 ＲＣ造 地上 ２階・地下１階 床面積 1401 m ² ・延べ面積	年２回	自動火災報知設 備・非常放送設 備・誘導灯・消火

	1670.465 m ²		器 (31 本)
大福田水処理センター (五霞町大福田 948-11)	用途：汚水処理施設 R C 造 地上 1 階・地下 1 階 床面積 80.6 m ² ・延べ面積 137.7 m ²	年 2 回	自動火災報知設 備・誘導灯・消火 器 (4 本)
北部地区水処理センター (五霞町小手指 3095)	用途：汚水処理施設 R C 造 地上 1 階・地下 1 階 床面積 202.4 m ² ・延べ面積 288.74 m ²	年 2 回	自動火災報知設 備・誘導灯・消火 器 (7 本)
南部地区水処理センター (五霞町幸主 559- 2)	用途：汚水処理施設 R C 造 地上 1 階・地下 1 階 床面積 158 m ² ・延べ面積 230 m ²	年 2 回	自動火災報知設 備・誘導灯・消火 器 (6 本)
東部地区水処理センター (五霞町山王山 1121-2)	用途：汚水処理施設 R C 造 地上 1 階・地下 1 階 床面積 173.63 m ² ・延べ面積 249.37 m ²	年 2 回	自動火災報知設 備・誘導灯・消火 器 (4 本)

別紙－６ 荷役機械検査業務仕様書

設備の保守管理については、関係法令及びこの仕様書に基づき設備の機能を十分に発揮できるよう良好に管理すること。

この仕様書は、荷役機械検査の大要を示すものであり、現場の状況に応じてこの仕様書に記載されていない事項については委託者及び受託者で協議の上決定する。

１ 業務実施場所

業務実施場所は、別表６－１のとおりとする。

２ 業務期間

業務期間は、令和８年４月１日から令和１１年３月３１日までとする。

実施時期については、発注者と協議のうえ定めるものとする。

３ 業務内容

保守点検は法令に基づき、定期自主検査（月次、年次）及び検査証有効期間に応じた性能検査を行うこととする。

なお、荷重試験に必要なウェイトは受託者が準備するものとする。

４ 自主検査等の記録

自主検査等の記録は、クレーン等安全規則第３８条に基づき３年間保存すること。

別表６－１

施設名称及び所在地	構 造	設備内容
五霞町川妻浄水場 (五霞町大字川妻 953)	用途：浄水場 ＲＣ造 地上３階・地下-階 床面積 1351.06m ² ・延べ面積 1739.84 m ²	１ｔ テルハクレーン １基
五霞町川妻取水場 (五霞町大字川妻 2542-2)	用途：取水場 ＲＣ造 地上１階・地下１階 床面積 212.36 m ² ・延べ面積 m ²	１ｔ テルハクレーン １基

別紙－７ 川妻浄水場・取水場 電気・計装設備保守点検業務仕様書

設備の保守管理については、電気事業法、関連法規及びこの仕様書に基づき設備の機能を十分に発揮できるよう良好に管理すること。

この仕様書は、電気設備保守点検業務の概要を示すものであり、現場の状況に応じてこの仕様書に記載されていない事項については委託者及び受託者で協議の上決定する。

１ 業務実施場所

業務実施場所は、別表７－１及び別表７－２のとおりとする。なお、休止中の水質計器類の点検は委託者と受託者の協議の上省略することができる。

２ 業務期間

業務期間は、令和８年４月１日から令和１１年３月３１日までとする。

実施時期については、施設運用上の影響を最小限とできるよう、委託者と協議のうえ定めるものとする。

３ 業務内容

- （１）川妻浄水場及び取水場の正常な運転、制御を行う上で重要な役割を担う電気設備について、その信頼性を保つため点検を行う。受託者は、定期交換部品及びメーカー推奨の定期交換部品の交換作業を行うものとする。なお、点検に必要な仮設電源等の機器類は受託者が準備するものとする。
- （２）各種検査への立ち会い
- （３）実施計画書、完了報告書の作成及び提出
- （４）計器に不良箇所が認められた時は、委託者と協議のうえ機能回復に努める。

別表７－１ 電気計装設備点検表

施設名称及び所在地	【電気設備】計器名及び形式	【計装設備】計器名及び形式
五霞町川妻浄水場 (五霞町大字川妻 953)	閉鎖配電盤（３面）・低圧盤（３面） １式 同上真空遮断機 １式 保護継電器 １式 自家発電設備 １式 無停電源装置 １式 直流電源装置 １式 インバータ装置 １式 コントロールセンター １式 仮設電源 １式	配水関係設備 １式 水質装置用計装設備 １式 薬品注入設備用計装設備 １式 水処理（排水・排泥池）計装設備 水質計器 １式 中央監視 １式 補助継電器(シーケンスコントローラー) １式
五霞町川妻取水場 (五霞町大字川妻 2542-2)	閉鎖配電盤（３面） １式 同上真空遮断機 １式 保護継電器 １式 インバータ装置 １式 直流電源装置 １式 低圧盤（ロードセンター）（３面） １式	取水場計装設備 １式 水質計器 １式 補助継電器(シーケンスコントローラー) １式

別表 7-2 水質計器点検表

施設名称及び所在地	【電気設備】計器名及び形式
五霞町川妻浄水場 (五霞町大字川妻 953)	取水アルカリ度計 1 式 原水濁度計 1 式 原水色度計 1 式 No.1 沈澱処理水 pH 計 1 式 No.1 沈澱処理水残塩素計 1 式 No.1 沈澱処理水濁度計 1 式 浄水 pH 計 1 式 浄水残塩素計 1 式 浄水濁度計 1 式
五霞町川妻取水場 (五霞町大字川妻 2542-2)	取水濁度計 1 式 取水 pH 計 1 式 取水導電率計 1 式 アンモニウムイオン測定装置 1 式 全シアン濃度測定装置 1 式 COD 自動測定装置 1 式 フェノール自動測定装置 1 式

別紙－８ 補足事項

この補足事項は、委託者が受託者に業務を委託するにあたり、業務の範囲について事前に明らかにしておく必要がある事項について記載するものであり、委託する業務の詳細を示すものではない。よって、要求水準書及びこの補足事項について記載無き事項であっても、委託者が受託者に委託する業務の範囲において、業務履行上で必要な事項については、受託者がこれを定め委託者に提案するものとする。

運営期間を通じて委託者が受託者に委託する業務の補足事項は、以下のとおりである。

補足事項			表記箇所
本件施設の住所等	水道事業		<別表８－１>
	公共下水道事業		<別表８－２>
	農業集落排水事業		<別表８－３>
本件施設の主要機器概要	水道事業	取水井戸・送水・配水施設	<別表８－４>
	公共下水道事業	浄化センター	<別表８－５>
	農業集落排水事業	大福田、東部、北部、南部	<別表８－６>
調達管理に関する事項	電力の管理・ 調達対象施設	水道事業	<別表８－７>
		公共下水道事業	
		農業集落排水事業	
	水道・燃料・薬品の 管理・調達対象施設そ の他の消耗品	水道事業 公共下水道事業 農業集落排水事業	<別表８－８>
受託者は、運営期間において本件施設の運営に要する電力・通信・水道・燃料・薬品類のほか、必要な全ての消耗品類等を受託者の費用負担により調達し、管理すること。			

<別表８－１> 本件施設の実施場所等（水道事業）

施設名称	実施場所
(１) 川妻取水場	五霞町川妻 2 5 4 2－2
(２) 川妻浄水場	五霞町川妻 9 5 3
(３) 小手指配水場	五霞町小手指 2 8 8 4
(４) １号井	五霞町小手指 2 3 1 7
(５) ２号井	五霞町元栗橋 2 0 4－1
(６) 五霞町給水区域	五霞町給水区域

<別表８－２> 本件施設の住所等（公共下水道下水道事業）

施設名称	実施場所	通報装置
(処) 環境浄化センター	五霞町原宿台 2－2 7－4	有
(雨) 雨水調整池	五霞町原宿台 2－2 7－2	無
(汚) 原宿台中継ポンプ場	五霞町元栗橋 6 8 7 3	有
(汚) 土与部第１中継ポンプ場	五霞町元栗橋 4 6 4 0－3	有
(汚) 土与部第２中継ポンプ場	五霞町元栗橋 7 2 9 7	有
(汚) 押出中継ポンプ場	五霞町元栗橋 7 4 8 9	有
(雨) 権現堂調節池雨水放流ゲート	五霞町元栗橋 5 9 7 6－1	休
(汚) 元栗橋第１中継ポンプ場	五霞町元栗橋 1 1 1 4－5	有
(汚) 元栗橋第２中継ポンプ場	五霞町元栗橋 2 5 4 9－1	有

(汚) 元栗橋第3中継ポンプ場	五霞町元栗橋1299-4	有
(汚) 元栗橋第4中継ポンプ場	五霞町小手指2600	有
(汚) 元栗橋第5中継ポンプ場	五霞町元栗橋1158-1	有
(汚) 元栗橋第6中継ポンプ場	五霞町元栗橋6163	有
(汚) 元栗橋第7中継ポンプ場	五霞町元栗橋818-4	有
(汚) 元栗橋第8中継ポンプ場	五霞町元栗橋6704-2	有
(汚) 元栗橋第9中継ポンプ場	五霞町元栗橋6395	有
(汚) 小手指中継ポンプ場	五霞町小手指2643-2	有
(汚) 冬木第1中継ポンプ場	五霞町冬木2943-2	有
(汚) 冬木第2中継ポンプ場	五霞町冬木233-4	有
(汚) 冬木第3中継ポンプ場	五霞町冬木2534-1	有
(汚) 冬木第4中継ポンプ場	五霞町冬木2647	有
(汚) 冬木第5中継ポンプ場	五霞町冬木1850-2	休
(汚) 幸主中継ポンプ場	五霞町幸主64	有
(汚) 小福田中継ポンプ場	五霞町小福田1454-2	有
(汚) 江川中継ポンプ場	五霞町江川57-5	有

<別表8-3> 本件施設の住所等（農業集落排水事業）

施設名称	実施場所	通報装置
(汚) 大福田地区水処理センター	五霞町大福田948-11	有
(汚) 大福田地区No.1中継ポンプ場	五霞町大福田506-13	有
(汚) 大福田地区No.2中継ポンプ場	五霞町大福田2081	有
(汚) 大福田地区No.3中継ポンプ場	五霞町大福田2361	有
(汚) 大福田地区No.4中継ポンプ場	五霞町大福田964-9	有
(汚) 大福田地区No.5中継ポンプ場	五霞町大福田1004-1	有
(汚) 大福田地区No.6中継ポンプ場	五霞町大福田1023-1	有
(汚) 大福田地区No.7中継ポンプ場	五霞町大福田2305	有
(汚) 大福田地区No.8中継ポンプ場	五霞町大福田216-1	有
(汚) 大福田地区No.9中継ポンプ場	五霞町大福田2228	有
(汚) 大福田地区No.10中継ポンプ場	五霞町大福田2373	無
(処) 東部地区水処理センター	五霞町山王山1121-1	有
(汚) 東部地区No.1中継ポンプ場	五霞町小福田564-1	無
(汚) 東部地区No.2中継ポンプ場	五霞町小福田567-1	無
(汚) 東部地区No.3中継ポンプ場	五霞町小福田879-1	無
(汚) 東部地区No.4中継ポンプ場	五霞町小福田843-1	無
(汚) 東部地区No.5中継ポンプ場	五霞町小福田784-1	無
(汚) 東部地区No.6中継ポンプ場	五霞町小福田1893	無
(汚) 東部地区No.7中継ポンプ場	五霞町山王山385-1	無
(汚) 東部地区No.8中継ポンプ場	五霞町山王山387-10	無
(汚) 東部地区No.9中継ポンプ場	五霞町山王山830-65	有
(汚) 東部地区No.10中継ポンプ場	五霞町山王山830-1	無
(汚) 東部地区No.11中継ポンプ場	五霞町山王1611-1	無
(汚) 東部地区No.12中継ポンプ場	五霞町山王1675	無
(汚) 東部地区No.13中継ポンプ場	五霞町山王1773	無
(汚) 東部地区No.14中継ポンプ場	五霞町山王343-20	無
(汚) 東部地区No.15中継ポンプ場	五霞町山王1802-1	無

(汚) 東部地区No. 1 6 中継ポンプ場	五霞町山王 1 8 1 3	無
(汚) 東部地区No. 1 7 中継ポンプ場	五霞町山王 2 5 1	無
(処) 北部地区水処理センター	五霞町小手指 3 0 9 5	有
(汚) 北部地区No. 1 中継ポンプ場	五霞町釈迦 2 4 5 2 - 1	無
(汚) 北部地区No. 2 中継ポンプ場	五霞町小手指 2 1 7 4 - 2	無
(汚) 北部地区No. 3 中継ポンプ場	五霞町小手指 7 6 - 1 6	無
(汚) 北部地区No. 4 中継ポンプ場	五霞町小手指 2 3 4 0	無
(汚) 北部地区No. 5 中継ポンプ場	五霞町小手指 2 3 1 3 - 1	無
(汚) 北部地区No. 6 中継ポンプ場	五霞町川妻 2 0 3 2 - 2	無
(汚) 北部地区No. 7 中継ポンプ場	五霞町川妻 3 0 9 0 - 2	無
(汚) 北部地区No. 8 中継ポンプ場	五霞町川妻 2 9 5 8	無
(汚) 北部地区No. 9 中継ポンプ場	五霞町川妻 2 3 1 - 3	無
(汚) 北部地区No. 1 0 中継ポンプ場	五霞町川妻 2 2 5 3	無
(汚) 北部地区No. 1 1 中継ポンプ場	五霞町川妻 2 3 2 4 - 2	無
(汚) 北部地区No. 1 2 中継ポンプ場	五霞町川妻 6 8 5	無
(汚) 北部地区No. 1 3 中継ポンプ場	五霞町川妻 8 2 5 - 2	無
(汚) 北部地区No. 1 4 中継ポンプ場	五霞町川妻 5 0	無
(汚) 北部地区No. 1 5 中継ポンプ場	五霞町川妻 1 7 4 9 - 9	無
(汚) 北部地区No. 1 6 中継ポンプ場	五霞町川妻 1 6 0 5 - 3	有
(汚) 北部地区No. 1 7 中継ポンプ場	五霞町川妻 1 5 8 8 - 1	無
(汚) 北部地区No. 1 8 中継ポンプ場	五霞町川妻 5 6 - 2	無
(汚) 北部地区No. 1 9 中継ポンプ場	五霞町川妻 2 5 0 4	無
(汚) 北部地区No. 2 0 中継ポンプ場	五霞町川妻 2 5 4 2 - 2	無
(汚) 北部地区No. 2 1 中継ポンプ場	五霞町川妻 2 1 7 0 - 1 9	無
(処) 南部地区水処理センター	五霞町幸主 5 5 9 - 2	有
(汚) 南部地区No. 1 中継ポンプ場	五霞町江川 3 7 3 2	有
(汚) 南部地区No. 2 中継ポンプ場	五霞町江川 3 8 1 9	有
(汚) 南部地区No. 3 中継ポンプ場	五霞町江川 3 9 1 1	有
(汚) 南部地区No. 4 中継ポンプ場	五霞町江川 5 2 3 - 1	有
(汚) 南部地区No. 5 中継ポンプ場	五霞町江川 1 9 4 2 - 1	有
(汚) 南部地区No. 6 中継ポンプ場	五霞町江川 1 4 4 3 - 1	有
(汚) 南部地区No. 7 中継ポンプ場	五霞町江川 2 8 9 9 - 1	有
(汚) 南部地区No. 8 中継ポンプ場	五霞町江川 1 5 3 9 - 1	有
(汚) 南部地区No. 9 中継ポンプ場	五霞町江川 2 6 0 3	有
(汚) 南部地区No. 1 0 中継ポンプ場	五霞町江川 2 5 9 7	有
(汚) 南部地区No. 1 1 中継ポンプ場	五霞町江川 2 4 5 5 - 1	有
(汚) 南部地区No. 1 2 中継ポンプ場	五霞町幸主 5 4 7	有
(汚) 南部地区No. 1 3 中継ポンプ場	五霞町幸主 8 0 4	有
(汚) 南部地区No. 1 4 中継ポンプ場	五霞町幸主 8 2 2 - 1 2	有
(汚) 南部地区No. 1 5 中継ポンプ場	五霞町幸主 3 3 4	有
(汚) 南部地区No. 1 6 中継ポンプ場	五霞町幸主 1 5 6	有
(汚) 南部地区No. 1 7 中継ポンプ場	五霞町幸主 1 6 6	有
(汚) 南部地区No. 1 8 中継ポンプ場	五霞町幸主 1 4 2	有
(汚) 南部地区No. 1 9 中継ポンプ場	五霞町幸主 2 3 6 - 1 2	有
(汚) 南部地区No. 2 0 中継ポンプ場	五霞町幸主 3 8 5	有

＜別表 8－4＞本件施設の主要機器概要（水道事業）

設置場所・名称	数量
(川妻取水場)	
取水口 農業用水と合口取水	1 池
取水管	2 基
取水ポンプ	2 台
電気計装設備 受電・配電・動力	1 式
導水管 川妻取水場～川妻浄水場	1 式
(川妻浄水場)	
着水井沈砂池	
着水井	1 池
沈砂池	2 池
薬品混和沈殿池	
薬品混和池	2 池
沈殿池	2 池
急速ろ過池	4 池
塩素混和池	
混和池	1 池
ポンプ井	1 池
揚水 水中渦巻ポンプ	2 台
薬品注入設備	
次亜塩素酸ナトリウム注入設備	4 台
P A C 注入設備	2 台
苛性ソーダ注入設備	2 台
粉末活性炭注入設備	2 台
排水・排泥池	
排水池	2 池
排泥池	2 池
濃縮槽	1 池
天日乾燥床	5 池
電気計装設備	

受電・配電・動力	1 式
管理本館	1 棟
配水池	2 基
配水ポンプ室	1 室
配水ポンプ	4 台
電気設備 動力・制御	1 式
(小手指配水場)	
配水池	2 池
送水ポンプ	2 台
電気設備 動力・制御	1 式

<別表 8 - 5 > 本件施設の主要機器概要 (公共下水道事業)

設置場所・名称	数量
(環境浄化センター)	
前処理設備	
流入ゲート	1 基
流入渠水位計	
破碎機	1 台
揚砂ポンプ	2 台
沈砂洗浄機	1 台
汚水槽	
汚水ポンプ	3 台
汚水ポンプ電動弁	3 台
水位計・流量計	1 式
流量調整槽	
流量調整ポンプ	2 台
流量調整槽制御盤	1 式
排砂ポンプ	2 台
排砂ポンプ制御盤	1 式
最初沈殿設備	
汚水引抜ポンプ	2 台

汚水引抜ポンプ電動弁	2 台
汚泥掻寄機	2 台
エアレーション設備	
散気装置	1 式
曝気ブロア	3 台
No.2 系 DO 計	1 台
No.2 系 MLSS 計	1 台
消泡ポンプ	2 台
最終沈殿設備	
返送ポンプ	3 台
余剰汚泥ポンプ	2 台
汚泥掻寄機	2 台
放流設備	
次亜注入ポンプ	2 台
次亜貯留タンク	1 基
超音波流量計	1 式
ろ過設備	
ろ過機	2 台
ろ過原水ポンプ	2 台
高置水槽揚水ポンプ	2 台
シール水ポンプ	2 台
コンプレッサー	2 台
汚泥処理設備	
濃縮汚泥移送ポンプ	2 台
濃縮汚泥移送ポンプ電動弁	2 台
汚泥供給ポンプ	3 台
ろ布洗浄ポンプ	2 台
脱水機 No.1 ベルトプレス	1 台
脱水機 No.2 スクリュープレス	1 台
凝集混和タンク	1 台
薬品注入ポンプ	2 台
汚泥コンベヤー	3 台
汚泥スクリーンコンベヤ	1 台
新汚泥ホッパー	1 台
その他汚泥タンク水位計	1 台
脱臭設備	
吸引ファン	1 台
水循環ポンプ	2 台
次亜循環ポンプ	2 台
アルカリ注入ポンプ	2 台
次亜注入ポンプ	2 台
アルカリ貯留タンク攪拌機	2 基
アルカリ用 pH 計	1 式

空調設備	
発電機室排風機	1 台
管廊排風機	1 台
沈砂機械室排風機	1 台
送風機	1 台
排風機	1 台
沈砂機械室送風機	1 台
ブロア室送風機	1 台
ブロア室排風機	1 台
管廊送風機	1 台
計測機器	
初沈流量計	1 台
返送流量計	1 台
余剰汚泥流量計	1 台
汚泥供給流量計	2 台
薬品供給流量計	2 台
濃縮汚泥流量計	1 台
受水設備	
高置水槽	1 基
電気設備	
中央監視盤	1 式
電気リレー盤	1 式
動力盤	1 式
受電盤	1 式
発電機装置	1 台
その他	
床排水ポンプ	3 台
調整池用雨水ポンプ	2 台
非常用排水ポンプ	1 台
高置水槽	1 基
(権現堂川排水ポンプ場)	1 式
流入渠水位計	1 台
放流水流量計	1 台
汚水槽水位計	2 台
流量調整槽水位計(パージ式)	1 台
汚泥貯留槽水位計	2 台
送風機吐出風量計	1 台
污水ポンプ流量計	1 台
1 系初沈汚泥引抜流量計	1 台
1 系返送汚泥流量計	1 台
1 系余剰汚泥流量計	1 台
脱水汚泥供給流量計	2 台
脱水薬品供給流量計	2 台
濃縮汚泥濃度計	1 台

返送汚泥濃度計	1 台
(中継マンホールポンプ場)	22 箇所

<別表 8 - 6> 本件施設の主要機器概要 (農業集落排水事業)

設置場所・名称	数量
(大福田地区水処理センター)	
前処理設備	
自動荒目スクリーン	1 台
曝気沈砂槽・砂溜槽	
沈砂排出ポンプ	1 台
散気装置	1 台
破碎機	1 台
細目スクリーン	1 基
原水ポンプ槽	
原水ポンプ	2 台
原水用非常用エンジンポンプ	1 台
レベルスイッチ	1 式
流量調整槽	
流量調整ポンプ	2 台
自動微細目スクリーン	2 台
し渣用脱水機	1 台
汚水計量槽	1 基
流量調整槽攪拌機	1 台
レベルスイッチ	1 式
曝気槽	
攪拌装置	4 台
散気装置	1 式
後曝気槽	
散気装置	1 式
汚泥計量槽	1 基
沈殿設備	
汚泥引抜エアリフト	1 式
スカムスキマ	1 式
散水槽	
散水ポンプ	1 台

消毒槽 消毒器	1 基
放流槽 放流ポンプ レベルスイッチ	2 台 1 式
汚泥濃縮貯留槽 可搬式汚泥移送ポンプ 散気装置	1 台 1 式
汚泥貯留槽 散気装置	1 式
送気設備 曝気沈砂槽ブロワ 曝気槽ブロワ 後曝気槽ブロワ 沈殿槽エアリフト用ブロワ 汚泥貯留槽ブロワ	1 台 3 台 1 台 3 台 1 台
排気設備 前処理室吸気ファン 前処理室排気ファン 前処理室局所ファン スクリーン室局所ファン 管理室排気ファン ブロワ室排気ファン スクリーン室排気ファン 階段室排気ファン	1 台 1 台 1 台 1 台 1 台 1 台 1 台 1 台
共通 計装用コンプレッサー 流量計など計測機器 自動通報装置 中継ポンプ場	1 台 1 式 1 台 10 箇所
(東部処理区水処理センター)	
前処理設備 自動荒目スクリーン	1 台
曝気沈砂槽・砂溜槽 沈砂排出ポンプ 散気装置 破碎機 細目スクリーン	1 台 1 基 1 台 1 台

原水ポンプ槽	
原水ポンプ	2 台
原水用非常用エンジンポンプ	1 台
レベルスイッチ	1 式
流量調整槽	
流量調整ポンプ	2 台
自動微細目スクリーン	2 台
し渣用脱水機	1 台
汚水計量槽	1 基
流量調整槽攪拌ポンプ	1 台
水位計	1 式
回分槽	
曝気攪拌装置	2 台
上澄み水排出装置	2 台
散水装置	2 式
回分槽汚泥引抜ポンプ	2 台
水位計	2 台
DO 計	2 台
ORP 計	2 台
MLSS 計	2 台
汚泥界面計	2 台
散水ポンプ槽	
散水ポンプ	1 台
レベルスイッチ	1 式
消毒槽	
消毒器	1 基
放流槽	
放流ポンプ	2 台
レベルスイッチ	1 式
汚泥濃縮槽	
汚泥供給ポンプ	1 台
汚泥濃縮機	1 台
レベルスイッチ	1 式
汚泥貯留槽	
散気装置	1 式
レベルスイッチ	1 式
可搬式汚泥移送ポンプ	1 台
曝気沈砂ブロワ	1 台
回分槽ブロワ	3 台
汚泥貯留槽ブロワ	1 台
脱臭設備	

脱臭装置	1 台
脱臭ファン	1 台
排気設備	
前処理室吸気ファン	1 台
前処理室排気ファン	1 台
局所排気ファン	1 台
スクリーン室排気ファン	2 台
ブロワ室排気ファン	1 台
局所排気ファン(バイパス)	1 台
共通	
流量計など計測機器	1 式
中継ポンプ場	17 箇所
(北部処理区水処理センター)	
前処理設備	
自動荒目スクリーン	1 台
曝気沈砂槽・砂溜槽	
沈砂排出ポンプ	1 台
散気装置	1 基
破碎機	1 台
細目スクリーン	1 台
原水ポンプ槽	
原水ポンプ	2 台
原水用非常用エンジンポンプ	1 台
レベルスイッチ	1 式
流量調整槽	
流量調整ポンプ	2 台
自動微細目スクリーン	2 台
し渣用脱水機	1 台
汚水計量槽	1 基
流量調整槽攪拌ポンプ	2 台
レベルスイッチ	1 式
回分槽	
曝気攪拌装置	2 台
上澄み水排出装置	2 台
散水装置	2 式
回分槽汚泥引抜ポンプ No.1	2 台
回分槽サンプリングポンプ No.1	2 台
液位計	2 台
DO 計	2 台
ORP 計	2 台

MLSS 計	2 台
汚泥界面計	2 台
処理水槽	
散水ポンプ	1 台
処理水槽攪拌ポンプ	2 台
処理水ポンプ	2 台
レベルスイッチ	1 式
処理水計量槽	1 基
接触曝気槽	
接触材	1 式
散気装置	1 式
散水装置	1 式
逆洗装置	1 式
沈殿槽	
沈殿槽汚泥引抜ポンプ	2 台
沈殿槽汚泥掻寄機	1 台
ろ過ポンプ槽	
ろ過原水ポンプ	2 台
レベルスイッチ	1 式
急速ろ過装置	
急速ろ過器	2 台
逆洗ポンプ槽	
逆洗ポンプ	2 台
UV 計サンプリングポンプ	1 台
レベルスイッチ	1 式
消毒槽	
消毒器	1 基
放流槽	
放流ポンプ	2 台
放流用非常用エンジンポンプ	1 台
レベルスイッチ	1 式
汚泥濃縮槽	
汚泥引抜ポンプ	1 台
汚泥貯留槽	
汚泥供給ポンプ	1 台
汚泥濃縮機	1 台
散気装置	1 基
濃縮汚泥貯留槽	

散気装置	1 式
レベルスイッチ	1 式
スカム槽	
スカム排出ポンプ	2 台
床排水ポンプ	1 台
移動式汚泥ポンプ	1 台
レベルスイッチ	1 式
脱臭設備	
脱臭装置	1 台
脱臭ファン	2 台
送気設備	
回分槽ブロワ	3 台
接触曝気ブロワ	3 台
逆洗ブロワ	1 台
排気設備	
前処理室吸気ファン	1 台
前処理室排気ファン	1 台
ポンプ室吸気ファン	1 台
ポンプ室・階段室排気ファン	1 台
ブロワ室換気ファン	1 台
共通	
流量計など計測機器	1 式
中継ポンプ場	21 箇所
(南部処理区水処理センター)	
前処理設備	
自動荒目スクリーン	1 台
曝気沈砂槽・砂溜槽	
沈砂排出ポンプ	1 台
散気装置	1 基
破碎機	1 台
細目スクリーン	1 台
原水ポンプ槽	
原水ポンプ	2 台
原水用非常用エンジンポンプ	1 台
レベルスイッチ	1 式
流量調整槽	
流量調整ポンプ	2 台
自動微細目スクリーン	2 台
し渣用脱水機	1 台

汚水計量槽	1 基
流量調整槽攪拌ポンプ	2 台
水位計	1 台
回分槽	
曝気攪拌装置	2 台
上澄み水排出装置	2 台
排出装置コンプレッサー	2 式
散水装置	2 台
汚泥引抜ポンプ	2 台
水位計	2 台
DO 計	2 台
ORP 計	2 台
MLSS 計	2 台
汚泥界面計	2 台
散水ポンプ槽	
散水ポンプ	1 台
レベルスイッチ	1 式
消毒槽	
消毒器	1 基
放流槽	
放流ポンプ	2 台
放流水非常用エンジンポンプ	1 台
レベルスイッチ	1 式
汚泥受槽	
汚泥供給ポンプ	2 台
汚泥濃縮機	1 台
散気装置	1 式
レベルスイッチ	1 式
汚泥貯留槽	
散気装置	1 式
レベルスイッチ	1 式
可搬式汚泥移送ポンプ	1 台
送気設備	
曝気沈砂ブロワ	1 台
回分槽ブロワ	3 台
汚泥受槽ブロワ	1 台
汚泥貯留槽ブロワ	1 台
脱臭設備	
脱臭装置	1 台
脱臭ファン	1 台

排気設備	
前処理室吸気ファン	1 台
前処理室排気ファン	1 台
スクリーン室換気扇	1 台
ブロワ室換気扇	1 台
汚泥濃縮室換気扇	1 台
消毒槽排気ファン	1 台
階段室排気ファン	1 台
管理室換気扇	1 台
共通	
流量計など計測機器	1 式
中継ポンプ場	20 箇所

＜別表 8－7＞調達管理に関する事項 電力の管理・調達対象施設

施設名称		場所
水道事業	川妻取水場	五霞町川妻地内
	川妻浄水場	五霞町川妻地内
	小手指配水場	五霞町小手指地内
	1 号井	五霞町小手指地内
	2 号井	五霞町元栗橋地内
公共下水道事業	環境浄化センター	五霞町原宿台地内
	中継ポンプ場 22 箇所	五霞町地内
農業集落排水処理事業	大福田水処理センター	五霞町大福田地内
	中継ポンプ場 10 箇所	五霞町地内
	東部水処理センター	五霞町山王山地内
	中継ポンプ場 17 箇所	五霞町地内
	北部水処理センター	五霞町小手指地内
	中継ポンプ場 21 箇所	五霞町地内
	南部水処理センター	五霞町幸主地内
	中継ポンプ場 20 箇所	五霞町地内

<別表 8－8> 調達管理に関する事項 その他消耗品類の管理・調達

区分	種類・品名	対象施設		
		水道事業	公共下水道事業	農業集落排水処理事業
潤滑油脂類	タービン油、ギヤ油、油圧作動油等	全施設	全施設	全施設
薬品類	次亜塩素酸ナトリウム	各配水池	－	－
	(粉) 高分子凝集剤	－	浄化センター	－
	苛性ソーダ	川妻浄水場	－	－
	ポリ塩化アルミニウム	川妻浄水場		
	粉末活性炭	川妻浄水場		
	固形塩素	－	－	全水処理センター
燃料	ガソリン	－	－	全水処理センター
	A 重油	川妻浄水場	浄化センター	－
	ガス	川妻浄水場	浄化センター	－
水質試験用薬品	水質試験に必要な試薬一式	川妻浄水場	浄化センター	全水処理センター
水質試験器具	水質試験に必要な試験器具一式	川妻浄水場	浄化センター	全水処理センター
水質試験用機器	水質試験に必要な機器及び消耗品一式	－	浄化センター	－
照明関係	蛍光灯、水銀灯、安定器等	全施設	全施設	全施設
廃棄物管理記録	マニフェスト伝票	－	浄化センター	－
設備関係消耗品資材、器具	機械設備等の交換部品・消耗部品、配管材・設備付属器具等必要なもの一式	全施設	全施設	全施設